

離職によって住居を喪失またはそのおそれがある人へ

① 住宅手当緊急特別措置事業とは

平成 21 年 10 月から、離職者であって就労能力および就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として、最長 9 カ月間を限度として住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援などを実施し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。(手当の支給額は地域ごとに上限額が設定されます(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠))。

② 住宅手当の受給対象者

支給申請時に以下の要件全てにあてはまる人が対象です。

- ①平成 19 年 10 月 1 日以降に離職した人
- ②離職前に、主たる生計維持者であったこと(申請時に世帯主である人)
- ③就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う人(就職活動を積極的に行う人)
- ④住宅を喪失していることまたは喪失するおそれのあること(喪失するおそれのある人は次の⑤と⑥の要件にあてはまり、賃貸住宅などに入居している人)
- ⑤申請月の収入が次の基準額であること(単身世帯で月収 11.4 万円以下、2 人世帯で同 17.2 万円以下、3 人以上世帯で同 21.1 万円未満。家賃の金額で変動あり)
- ⑥生活をひととする同居の親族の預貯金の合計が規定以下であること(単身世帯 50 万円 複数世帯 100 万円)
- ⑦雇用施策による貸付等と地方自治体などが実施する住居等困窮離職者に対する類似の貸付または給付などを受けていないこと。

※手当支給期間中は、常用就職に向けた積極的な就職活動を行っていただきます。

③ 住宅の初期費用と生活支援への対応

賃貸住宅の契約を行う際には敷金・礼金などのいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な人や生活費が必要な人については、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

- ①住宅入居費 40 万円以内
- ②生活支援費 2 人以上世帯/月 20 万円以内(単身 15 万円以内) 最長 1 年間
- ③一時生活再建費 60 万円以内

④ 住宅手当支給までの生活費が緊急的に必要な人は(住宅を喪失している人に限る)

住宅手当を受給するまでの間の生活費が緊急的に必要な人については、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付け(10 万円以内)を活用することができます。

※詳しくはお問い合わせください。

- ☎①②は福祉課 ☎ 63-1409
- ☎③④は社会福祉協議会 ☎ 66-2993

年金受給者の皆さん 「扶養親族等申告書」は期限内に提出しましょう

●対象者

老齢や退職を理由とする年金受給者(障害年金・遺族年金には課税されません)
※課税対象となる受給者には、毎年 11 月上旬までに日本年金機構から扶養親族など申告書が送付されます。

●提出期限 12 月 1 日(木)

この申告により、翌年の年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

課税対象者	年齢	年金額
	65 歳未満	108 万円以上
	65 歳以上	158 万円以上

※年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

☎ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

子ども手当認定申請をしてください

平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受給していた人も含め、支給要件にあてはまる人は全て、認定請求をしてください。(公務員は勤務先へ申請してください)

●新たな支給要件

- ・子どもが国内に居住していること
- ・里親に委託されている子どもは里親、児童福祉施設などに入所している子どもは施設の設定者などに支給
- ・未成年後見人や父母指定者(父母などが国外にいる場合のみ)に対しても支給
- ・監護・生計同一要件を満たす人が複数いる場合は、子どもと同居している人に支給

●申請期間 10 月 24 日(月)～平成 24 年 3 月 30 日(金)

●休日受付日 10 月 30 日(日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●申請方法 窓口または郵送(平成 24 年 3 月 31 日消印有効)

●申請場所 荒尾市役所 子育て支援課⑩窓口 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●認定申請に必要なもの

- ・子ども手当認定請求書(現受給者には 10 月下旬に用紙をお送りします)
- ・口座振替依頼書
- ・口座振替通帳の写し
- ・受給者の健康保険証の写し

●その他

手当から保育料を差し引くことができます。また、学校給食費などについて、受給者の同意により手当から納付できるようになります。



●支給月額

年齢	支給月額
0 歳～3 歳未満	15,000 円
3 歳～小学校修了前(第 1 子・第 2 子)	10,000 円
3 歳～小学校修了前(第 3 子)	15,000 円
中学生	10,000 円

※平成 24 年 3 月末までに申請をすれば、10 月分からの手当を受け取ることができます。ただし、平成 24 年 2 月に支給するためには、平成 23 年 12 月 28 日(水)までに申請してください。

次の人は速やかに申請してください。(3 月までに申請しても遡って受け取れません)
・10 月以降に転入・転出した人(転出予定日の次の日から 15 日以内に申請が必要)
・10 月以降に子どもが生まれた人(出生日の次の日から 15 日以内に申請が必要)

☎子育て支援課 ☎ 63-1417

増永緑ヶ丘線道路補修工事にご協力ください

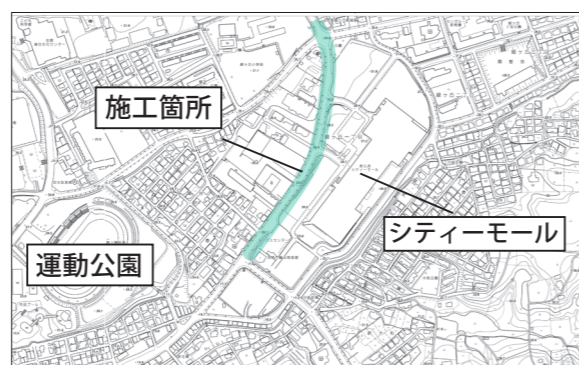
市道増永緑ヶ丘線の舗装補修工事を実施します。ご協力をお願いします。

●期間

10 月中旬～12 月下旬

●場所

右の図の [] の範囲(延長約 470 m)



☎土木課 ☎ 63-1487